

養護教諭のあり方の検討

新沼 正子¹⁾, 北口 和美²⁾

A Study of the Role of School Nurses

Masako NINUMA¹⁾ and Kazumi KITAGUTI²⁾

¹⁾児童教育学科, 教育学部,
安田女子大学

²⁾元大阪教育大学

要 旨

We examined the role of school nurses from four aspects, namely, “school health”, “children’s health issues”, “school nurses’ expertise”, and “teacher training”.

We established that if children’s health issues change, the role of school nurses, whose job consists of being “in charge of school nursing”, requires a paradigm shift toward problem resolution. However, regardless how the times change, and no matter how children’s health issues change, the professional duties of school nurses inherit the “immutability” that has not changed since the beginning of school education. With that at the foundation, school nurses have tackled health issues of the respective periods in line with the “trends” and have been “in charge of school nursing”, which is the true role of “yogo”.

Nowadays, in an era when various types of occupations are involved in school education, it is necessary to consider school nursing by bringing the question, “What is role of school nurses who are irreplaceable by others?”, back to the starting point of the job, while leveraging professional duties, that is, being “in charge of school nursing”, and expertise. In summarizing the subjects pertaining to school nurses, namely, changes in children’s health issues as well as in the professional duties of school nursing, and the concept of yogo, professionals are to find their own objects and apply their energy, while having confidence in practice. Furthermore, it is said that professionals are continuously deepening. Compared to other professionals, where many of the issues dealt with are based on scientific knowledge and technical certainty, the work of school nurses is a series of uncertainties. However, it can be said that learning and practice of seeing the child’s body, which is a characteristic of the school nurse, raises the specialty and enhances the professionalism.

キーワード：学校保健, 養護教諭, 職務, 保健管理, 保健教育

1. はじめに

「養護」の概念は、保健管理という養護教諭としての教科専門と同時に、心身の成長発達を支援するという教育・保健の機能である教職専門を包括している概念といえる。

日本養護教諭教育学会では、養護の定義を「養護とは『養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において、養護教諭は児童の養護をつかさどる』とされている言葉であり、児童生徒の心身の健康の保持（保健管理）と増進（保健教育）によって発育・発達の支援を行う全ての教育活動を意味している。」としている。保健管理は、健康に関する種々の知識と技術を駆使し、健康を実現するための種々の知見を混ぜ合わせながら、①健康問題の発見 ②発見された問題の教育的・医学的処置 ③健康増進のプロセスを踏まえ、計画的・組織的に児童生徒・教職員の健康の保持増進を図り、教育目標を達成するために行うものであり、その時代にあった保健管理を推進する必要がある。

保健教育は、学校教育において、子ども達の自立に向けて行動・実践を目指して行われる。つまり保健管理は子ども達にとっては依存の対象であり、依存から自立していくためには教育が必要であり、そこに保健教育の重要性が存在する。そして保健教育の要件として、

① 体の学問：個体（個人）のindividualという表現は「分割」できないという事からの言葉である。統一体としての体のスーパー（超）システムは、脳神経・内分泌・免疫系である。そしてこの3つの系が、それぞれ他の系と関係を持っていることがますます明らかになっている。特に免疫系の理解は、体と心の理解に大きく左右する。

② 発達の学問：「こころ」の働きが脳神経の働きであることは言うまでもないが、「こころ」を精神という言葉に置き換えるとき、子どもから成人への加齢という時間軸から、それを主軸とするとして展望する視点が不可欠であり、子どもに何を教育・指導するかを見極める必要がある。

③ 教育の方法：教育における教育の理念を教育過程としてみると、**「知育・徳育・養護」**から、**「教授・訓練・養護」**に変化し、学校における教師として養護教諭が行う教育活動は、その方向性について考えておくべきこととして、質と量において**「養護→訓練→教授」**という一連の方向性が示される。

以上の事柄を踏まえて、本報は養護教諭のあり方を「学校保健」「子どもの健康問題」「養護教諭の専門性」「養成教育」の4つの側面から検討した。

2. 学校保健の側面からの検討

学校保健は、子ども達の心身の健康及び教職員の健康の保持増進することを目的としている。そして、教育基本法第1条には「教育は心身共に健康な国民の育成を目的として行ねなければならない」とされている。衛生学の武田真太郎は、「健康とは、相対的な概念であり、与えられた遺伝的条件と最適な方向に改善されつつある環境条件下で『からだ』と『こころ』が適切に機能するような個体の状態を意味し、生活概念として位置づけられるものである。」としている。学校保健の主眼とする保健管理は、子ども一人ひとりの『身体』の管理が主体となり、学校保健の問題は、個体としての子どもの取り巻く環境全てを問題とし、我国に学校制度が発足した当初より必然的に存在している。つまり多数の子どもを集団として教育しようとする学校には、伝染病の予防、環境としての校地校舎の衛生、教室の広さ、照明・換気・机・腰掛、黒板の字、子ども

の学習時の姿勢、もちろん教える教員も重要な環境要素としての健康状態等々、常に健康管理上の問題が生じていたからである。学校保健において、「学校における子ども達の健康管理を本領とする」活動であり、医学的用語で語る健康、すなわち健康診断も、その事後措置も、救急処置・救急看護も、健康観察も、保健指導も、疾病管理や予防も学校教育を支障なく行う手段とした健康であり、一方、健康の意味として、いわゆる「人間らしい良い行動が自由にできる状態」として考えることが出来る。すなわち「教育の目的としての価値」としての健康がある。学校保健を専門とする養護教諭が担う職務である「養護」については、1941年当時の文部省関係者の解説書によると、「児童生徒の養護は、純然たる学校教育の内容」としている。

3. 子どもの健康問題の側面からの検討

学校現場には、心臓病・腎臓病をはじめ、糖尿病、アレルギー疾患、血液疾患、感染症など疾患だけではなく、精神障害、自閉症スペクトラム障害、摂食障害や過換気症候群を始めとした心身症、虐待、不登校等のメンタルヘルスの問題等、心身の健康問題を抱える子どもが在籍している。毎年行われる文部科学省の学校保健統計調査上で、「その他の疾病」で括られている内容は多種多様にわたっており、これらは健康管理上常に特別な対応を必要とし、一人ひとりの状態に応じた健康管理が学校教育上求められる。特に学校においては、これらの子どもを受け入れた時点で、子どもの学ぶ権利を保障し、その子どもにあった教育と環境提供する責任と義務を負う。こうした状況に対応していくためには、教職員が状況を理解し、主治医や医療機関との連携が必要であり、特に養護教諭には専門的立場から教育と医療の連携を図る役割が年々求められている。保健管理とは、子どもの病気の状況を知るという抽象的な概念ではなく、具体的活動であり、教諭との協働で、学級経営・教科指導に生かしてこそ真の保健管理といえる。さらに心の健康問題も同様の考えの上で立って推進しなければならない。

最近養護教諭の職務として、心の健康問題への対応が声高く言われるが、養護教諭はカウンセラーではない。体を基本にして心を見ていくことに専門性を待っている。つまり、子ども達の命を守り、生き生きとして成長・発達を願う養護教諭は、「心と体をもった子ども」すなわち心身一元論としての個体に関わっていく唯一の専門職としての自覚が必要であろう。

また、養護教諭の職務において、第一に優先されるニーズは救急処置である。救急処置は、管理職・教職員、子ども、保護者からも期待される職務である。養護教諭への信頼は救急処置によって形成されるといっても過言でない。養護教諭の職務は「児童の養護をつかさどる」である。養護教諭の職の成立過程から見ても、一人ひとりの子どもに質の高い教育を確保していこうとした学校教育の理想と願いがあったはずである。さらに、学校・園には、医療技術の高度な発展により、長期的・継続的に医療を必要とする子どもたちが増加している。学校・園における保健管理はますます重要になってくることは間違いない。養護教諭としての職務の原点である保健管理の能力を高めていくことの必要性を、養護教諭自身十分自覚することが必要である。

4. 養護教諭の専門性の側面からの検討

専門職としての要件をこれまでの主な項目から、養護教諭の特徴や課題をあげてみる。

- 1) 高度な知的技術を行使する：養護という仕事にはどのような知識技術が必要であるか明確に

しているであろうか。

- 2) 範囲が明確で、社会的に不可欠な仕事を独占的に従事する：養護という仕事には、余人あるいは他の職種では代行できない、どのような独自性があるかを明らかにしなければならない。
- 3) 長期の専門的教育を必要とする：教員の養成は大学の教育で行うとしているか、養護教諭の養成教育は多様な形で行われている。多様な養成教育においても、最低限養護教諭に必要な学問とは何かが明らかになっているだろうか。
- 4) 個人的にも集団的にも広範な自律性が与えられる：養護教諭も高度な知的な判断を要する多様な問題にぶつかる。子どもの心身の健康問題は多様で、範囲も広く、伺いを立てては処理できない問題が多い。このような性質の仕事であるからこそ、職務遂行上の大幅な自律性が与えられている。信頼される知識があってこそ、その自由が許されるという事である。
- 5) 自律性の範囲で行った判断や行為については直接責任を負う：養護教諭は、教職員、子どもや保護者が寄せている期待と信頼にこたえなければならない社会的責任を担っている。その判断には、子どもの命に関わることもあることを自覚しなければならない。
- 6) サービスの提供は、営利を目的としたものではない：教育は、まさに子どもに不可欠な社会的サービスである。そして「養護」はすべての子どもに不可欠な心身の健康の保持増進を目的として教育の中で行われるべきものであること。
- 7) 職能集団としての組織を待つ：専門的業務を改善確立し、社会的経済的地位を向上させるために専門的集団を持つこと、そしてその組織は効果的な内部機構を備えておかなければならない。専門的水準の向上を図ろうと養護教諭が関係する団体・学会が多くなっているが、それらの連携を十分はかる。

専門性や専門職性という概念については、専門性と専門職性とを区別せず用いられることが多いが、厳密に言えば専門性とは、「何を専門とするか」という、その職種の専門的機能の内容であり、養護教諭が児童生徒に対して行う役割ないし実践に関わる概念である。すなわち専門的な知識や技術である。専門職性とは、養護教諭の機能はどれだけ専門職的水準にあるか、制度的にはどのような高さに位置付けられているか、さらに現場ではどのように処遇されているか等、各種の観点から専門性のレベルや地位を獲得しているのかという点を問題にしている。

養護教諭の専門性は何か、これは過去から現在まで問われ続けられたことである。学術集会の学会長講演で北口は、職務は「養護をつかさどる」ことであり、その内実は、命の保障・教育の保障、人権の保障であり、それは個々の児童生徒及び学校集団の保健管理と保健指導に関する責務であるとしている。命の保障のためには、医学や看護学の知識なくしては成立しない。保健管理は地域社会のそれと共通な基盤はあるが、教育を目的とし、機能する学校における保健管理としてその専門性が要求される。子どもの心身の健康課題は複雑・多様化する中で、最も専門とする保健管理は十分であろうか。さらに保健管理と保健教育を円滑に進めるための組織活動をあげた。歴史の中で問われ続けられた事は、保健管理と保健教育を複合的・融全的に推進することである。これは過去から受け継ぎ未来へと続けなければならない不易の専門性である。

専門職性については、現在学校に置かれる教育職員の中で、養護教諭は特に学校保健面にその専門的機能を果たし、実質的な推進者として働いている。どのように養護教諭は専門職性を獲得してきたかは、学校保健の制度的変遷と質的変遷を見ることで理解できる。そこには養護教諭の

歴史があり、どんな地位に置かれ、どのように機能を果たしてきたかは、置かれた時代の学校保健の質や課題と不可分の関連があると考えられる。現在、学校教育法において、教職性の面では教諭と同等の職制が保障されてきている。

そして、今後は次のことについて、共通性を持つことが必要であり、課題とする。

1) 学校教育の機能と養護

わが国の学校において「養護」という言葉が注目されるようになったのは、1929年（S4）年の文部省訓令「学校看護婦二関スル件」である。さらに1941（S16）年国民学校令施行規則第4条では「心身を一体として教育し、教授・訓練・養護の分離を避くべし」と、教育の3方法が総合的になされる必要性を謳っている（図1）。さらに、1946（S22）年の教育基本法に続いて制定された学校教育法では、教育に関わる者の職務が規定された。教諭と養護教諭の専門性の違いを図2に示す。専門性の違いを理解することが、養護教諭が学校に存在する意義を確実にしていく。

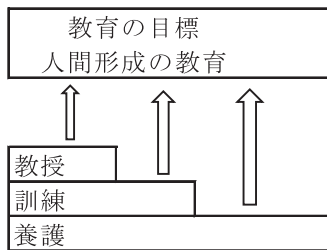


図1. 教育学の中での「教授」「訓練」「養護」の関係

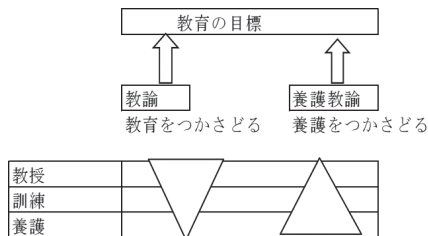


図2. 北口和美：養護教諭の職の深化を極める

2) 養護教諭と他職種の負うべき領域

- ・養護教諭：児童の養護をつかさどる（学校教育法）
- ・栄養教諭：食に関する指導と学校給食の管理をつかさどる（学校教育法）
- ・看護師：傷病者及び褥婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする（保健師助産師看護師法）
- ・スクールカウンセラー（SC）：面接（相談面接）を行わなければならない（文科省SCの役割）
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）：問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

(文科省SSW活用事業)

それぞれの専門職が学校に関わる時代になり、担うべき領域を考えてみた。養護教諭としてのプロフェッショナル・アイデンティティの本質は、自分の役割(権限と責任)をどう形成しているかにあるといわれる。現在、養護教諭にコーディネーター的役割が声高に言われているが、自分の役割が曖昧な場合は、他の職種との連携がしにくい、他の職種に介入され過ぎる、あるいは逆に他の職種の領域に介入しすぎるという不協和音が生じてくる」と言われる。専門性を明確にすることは、連携協働に欠くことができない。

3) 養護の本質と専門性

職務とする「養護をつかさどる」ことは、教育目標の達成のための機能であり、「養護」を日本養護教諭教育学会では「児童生徒の心身の健康の保持・増進によって発育・発達の支援を行う全ての教育活動」としている。その内実は、子ども達の権利の保障、すなわち生命の保障・教育の保障、人権を保障することでなければならない。言い換えれば個及び集団の保健管理と保健指導に関する責務といえる。養護教諭は、過去から受け継ぎ未来へと続く不易の保健管理と保健指導の専門性の深化を図る必要がある。

4) 専門性を構成する要因

専門性を構成する手がかりの一つとして、北口が担当した日本養護教諭教育学会第21回学術集会抄録集のシンポジウム・口演のキーワードに着目してその分析を試みた(図3)。キーワードは、シンポジウム44個、口演132個の合計176個が挙げられていた。これらを、専門性を構成する要因としてまとめると、①教育者(養護教諭)としての使命、②子どもの総合的理解、③専門的知識と技術に基づく養護実践能力、④問題解決能力、⑤専門職としての成長、⑥子どもの権利の尊重と擁護、⑦多職種との連携(リーダーシップ能力)、⑧自律性と責任、⑨その他(図表単位%)であった。

特に養成教育において、養護教諭の教職性や専門性を学ぶ根幹となる学問は現在の「養護概説」である。概説・概論はただ単に職務内容の概要や実践を学ぶのではなく、「物事の本質を問い直す」という意味がある。職務の根底にある「養護とは何か」を常に根源的に問い直し、養護の本質や専門性を見極める教育の充実が求められる。

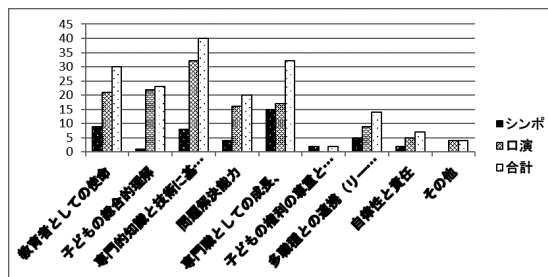


図3. 専門性を構成する要因(キーワードの出現頻度)

5. 養成教育の側面からの検討

教育は言うまでもなく、心身ともに健康な国民の育成を目指して行われる。そして、「教育は人である」と言われるように、教える教師の力が大変重要になってくる。教育の成否は教員の資質能力にかかっており、質の高い教員の確保を目指して近年様々な教育改革が行われている。大学においては、「大学における教員養成」や「開放制の原則」のもとで、夢や希望をもって入学する学生に、教員としての資質や適格性を確保するため、学部教育4年間をトータルした到達目標の達成を確認する教職実践演習が行われ、いわゆる卒業時の「出口管理」に重点が置かれるようになった。大学では「何を教えるか」ということと同時に「何ができるか」という実践的指導力の育成が求められている。養護教諭の養成においても「養護教諭としての資質・能力を養い、職の志向性を高めること」や「学校現場で生きて働く専門的力量をどのように培っていくか」が教員に課せられた課題である。

養護教諭の職務は、学校教育法第37条に「児童の養護をつかさどる」という一文で示されているが、平成20年の中央教育審議会答申では、職務内容として救急処置・健康診断・疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動を具体的に挙げている。学校現場における養護教諭は、人間形成に関わる教育において、「養護」という立場から教育の効果を最大限にするために、様々な教育活動を展開している。それは、次代を担う子どもの「心身ともに健やかな育ち」を目標とする教育の論理に、「養護」の機能、すなわち「命を守ること」「教育の権利を保障すること」「人権を保障すること」を組み入れ、専門職としての実践をすることが職務だからである。

現在、子どもをめぐる現代的健康課題として、①生活習慣病に関わる課題 ②不登校・いじめ・自殺・児童虐待等のメンタルヘルス ③アレルギー疾患の増加 ④性の問題行動や薬物乱用 ⑤感染症 ⑥小児医療の進歩による小児疾病構造の変化による長期・継続的な治療を要する子どもの増加 ⑦運動器に障害を抱える子どもの増加が挙げられ、心身の健康課題は多様化・複雑化している。さらに、昨今のいじめや児童虐待、アナフィラキシーショック、プラムの種をのどに詰めるなどの死亡事故や災害による危機管理の問題をみても、「いかに子どもの命を守るか」が教育や社会の大きな問題となっている。そして、そのような中で、子ども達にとって保健室は「最後の砦」と言われるように、養護教諭は子どもの側に立ち、教師として最大限にその専門的能力を発揮することが求められる。

養成教育では、「養護教諭としての魂を育てる」ことが必要だと考えている。「一人の素晴らしい教諭がいても学校は変わらないが、養護教諭が素晴らしいと学校は変わる。」日頃の授業で学生たちにまずこの言葉をかけることにしている。学生たちは「えっ？」と驚くが、学校経営において要の役割を担う養護教諭という職業がどれだけ重要なのかという基本的な認識を持たせること、それが専門職としての基盤になるからである。そして、様々な学修を通して、「ピンの養護教諭を目指すこと」「教育という土俵で勝負のできる養護教諭になること」「何が起ころうとも、自家発電できる養護教諭になること」、教諭と養護教諭の専門性が異なるところにその存在価値がある事に「自信と誇りを持たせること」が必要なのである。

養護教諭は外から見ると、とかく「楽」な職種のようにみられがちであるが、子ども達の多様化・複雑化する心身の健康課題の解決には方程式もマニュアルもない。さらに、子どもが自立していくための教育・指導はインフォメーションではなく、一人ひとりの子どもへのガイダンスで

あり、百人いれば百通りのガイダンスが求められる。学校では大半が一人職という状況の中で、自ら判断し実践を創造しなければならず、生半可な気持ちではできない厳しい職業である。また、養護教諭は学校において、唯一医学的・看護学的素養を持つ教師であると認識されており、この知識・技術がなければ学校においては無用の存在という事になる。専門性を裏付ける資質能力の基礎・基本を保障する教育を提供することは養成大学の責務である。

養護教諭は時代や教育の方向がどのように変わろうとも、その時、その時代に起こる子ども達の健康課題に対応して「子どもの養護をつかさどる」という職務を真摯に果たしてきている。現在、養護教諭の職務といえば「心の健康問題への対応」を第一に挙げる人が多いが養護教諭はカウンセラーではない。心身合一体としての子どもの体を考えることなしに職務は推進できない。ここに養護教諭としてのミッションがあることを忘れてはならない。また、学校教育に多様な職種が関わる時代となり、ますます「余人を持って代えがたい養護教諭の専門性」の深化と養護教諭であることの真価が問われる時代になっている。養成教育では、創造的实践ができる「底力」のある養護教諭を育ていく必要がある。

6. ま と め

養護教諭のあり方を「学校保健」「子どもの健康問題」「養護教諭の専門性」「養成教育」の4つの側面から検討した。

その結果、子どもの健康問題が変われば、「養護をつかさどる」ことを職務とする養護教諭のあり方は、問題解決に向けてパラダイムの転換が求められることは当然である。しかし、養護教諭の職務そのものは、どんなに時代が変化しても、どのように子どもの健康問題が変化しようとも、学校教育が始まって以来の時代から変わらぬ「不易」が脈打って受け継がれているということ根底に置きながら、その時代に解決すべき健康問題「流行」に取り組み、「養護をつかさどる」という「養護」の内実を果たしてきているということである。

今、学校教育には多様な職種がかかわる時代になっており、「養護をつかさどる」という職務やその専門性を生かしつつ「余人をもって替えがたい養護教諭の役割とは何か」を仕事の原点に立ち返って考えることが必要になっている。子どもの健康問題とともに養護教諭の職務の変遷、養護の概念、養護教諭をめぐる課題等をまとめていく中で、専門職とは、自分で対象を見つけ、自分のエネルギーをかけることであり、その実践に自信を持つことであるという思いを持つ。さらに、専門職は深化の連続であるともいわれる。扱う問題の多くが科学的な知見や技術の確実性で基礎づけられている他の専門職と比べて、養護教諭の仕事は、不確実性の連続である。しかし、養護教諭の特質である子どもの体を確実にみる学びと実践が専門性を高め、専門職性を高めていくことに繋がるといえる。

参 考 文 献

1. 小倉学, (1973), 養護教諭－その専門性と機能－, 東山書房
2. 文部省, (1973), 学校保健百年史, 日本学校保健会
3. 養護教諭制度50周年記念誌, (1991), ぎょうせい
4. 北口和美, (2002), 養護教諭の職務に関する研究, 大阪教育大学修士論文

5. 日本養護教育学会用語集, (2007), 日本養護教諭教育学会編
6. 岡田加奈子, (2005), 養護教諭の看護学 東山書房
7. 田中裕喜, (2005), 教師の専門性と教師教育の課題, 滋賀大学教育学部紀要
8. 大谷尚子, (2005), 養護教諭のための保健・医療・福祉系実習ハンドブック, 東山書房
9. 橋本鉦市, (2006), 専門職の「量」と「質」をめぐる養成政策, 陳北大学大学院研究年報
10. 日本養護教諭養成大学協議会資料, (2008), 養護教諭養成大学等における養護実習・病院実習の実情と課題, 日本養護教諭養成大学協議会
11. 三木とみ子他, (2009), 『養護概説第4版』, ぎょうせい
12. 近畿学校保健学会50年記念誌, (2003), 近畿学校保健学会
13. 学校保健の動向, (2012), 日本学校保健会
14. 大谷尚子他, (2012), 養護学概論第4版, 東山書房
15. 文部科学省, (2012), 中央教育審議会答申
16. 中央教育審議会答申, (2013), 修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ」資料
17. 日本養護教諭養成大学協議会資料, (2013), 日本養護教諭養成大学協議会
18. 北口和美, (2014), 養護教諭の職の深化を究める一過去・現在・未来へー, 日本養護教諭教育学会第21回 学術集会誌
19. 北口和美, (2014), 日本養護教諭教育学会学術集会を終えてーシンポジウム・口演発表から専門性の深化を分析ー, 日本養護教諭教育学会
20. 北口和美, (2016), 養護教諭の養成について, 近大姫路大学, しらさぎ通信

[2019. 9. 26 受理]

コントリビューター：友末 亮三 教授 (生活デザイン学科)

